

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成27年10月29日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500085号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500031号

第1 結論

請求者のA銀行B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和30年8月10日、喪失年月日を昭和31年12月1日に訂正し、昭和30年8月から昭和31年7月までの標準報酬月額を1万6,000円、同年8月から同年11月までの標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

昭和30年8月10日から昭和31年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者の昭和30年8月10日から昭和31年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和30年8月10日から昭和31年12月1日まで

A銀行には、昭和24年から昭和57年まで継続して勤務していたが、年金記録によると、同行B支店に勤務していた請求期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、雇用保険被保険者記録及び昭和31年4月20日付けの職員名簿並びに複数の同僚の陳述から判断すると、請求期間において、A銀行に継続して勤務(昭和30年8月10日にA銀行C支店から同行B支店に異動、昭和31年12月1日に同行同支店から同行D支店に異動)していたことが認められる。

また、A銀行は、商業・法人登記簿謄本によると、既に解散していることから、同行の清算人に照会したところ、当該清算人は、「A銀行では、転勤があるかどうかにかかわらず、継続して勤務している職員の給与からは、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料を控除することになっていた。請求者が、請求期間も継続して勤務していたのであれば、当然、給与から厚生年金保険料を控除していたはずである。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA銀行C支店における昭和30年7月の標準報酬月額及び同行D支店における昭和31年12月の標準報酬月額並びに請求者と同年代の同僚に係る標準報酬月額の記録から、昭和30年8月から昭和31年7月までは1万6,000円、同年8月から同年11月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

上述の清算人は、昭和 30 年 8 月 10 日から昭和 31 年 12 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届を社会保険事務所（当時）に提出したか否か、及び厚生年金保険料を納付したか否かを確認できる資料が無く、不明であると回答しているが、当該期間において、A 銀行 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に整理番号の欠番が見当たらないことから、請求者に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 30 年 8 月から昭和 31 年 11 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500092号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500032号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成19年12月13日は29万3,000円、平成20年7月11日は26万円に訂正することが必要である。

平成19年12月13日及び平成20年7月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月13日及び平成20年7月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月13日
② 平成20年7月11日

A社から請求期間①及び②に賞与が支給されたが、年金記録が確認できない。

当時の通帳を保管しており、賞与振込額が確認できるので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する預金通帳により、請求者は、請求期間①及び②において、A社から賞与の支払を受けていたものと認められる。

また、当該事業所において、厚生年金保険の被保険者であった複数の同僚から提出された賞与明細書の写しにより、当該同僚は、請求期間①及び②に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、複数の同僚が所持する賞与明細書の記載内容及び上記預金通帳に記載されている賞与振込額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、請求期間①は29万3,000円、請求期間②は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は、当時の資料を保管しておらず、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500084号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1500016号

第1 結論

昭和59年12月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和59年12月から昭和60年3月まで

厚生年金保険の被保険者資格を昭和59年12月26日に喪失した後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、後日届いた国民年金保険料納入通知書を持ってすぐに、C銀行(当時)本店で納付したが、請求期間の国民年金保険料は未納とされており納得がいけない。支払う気がないものをわざわざ手続するはずはないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金加入手続について、A市B区役所で、昭和59年12月26日に厚生年金保険の被保険者資格喪失後行ったとしているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿により、D市において払い出された番号であることが確認でき、その時期は、前後の同手帳記号番号の被保険者資格取得状況調査により、昭和60年4月頃と推認できることから、請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、国民年金の氏名変更及び住所変更の届出について、婚姻後の昭和60年4月頃、D市役所で行ったとしているものの、D市の請求者に係る国民年金被保険者名簿は、婚姻後の氏名で作成されており、D市に照会したところ、「請求者について、住民記録上、婚姻前の姓の記録がないため、国民年金被保険者名簿が作成された時点で婚姻後の姓であったと考えられる。」と回答していることから、請求者は、婚姻後の昭和60年4月頃にD市役所で国民年金の加入手続を行い、その際、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和59年12月26日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられる。

さらに、請求者の請求期間の国民年金保険料について、国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和60年4月の時点で、納付することが可能であったが、D市の請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、請求者が請求期間の保険料を納付した形跡は見当たらず、オンライン記録と一致していることから、請求者が請求期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、A市において、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求期間に係る国民年金被保険者台帳が作成された形跡も見当たらない。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500082号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500033号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女(妻)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和24年2月1日から昭和28年11月1日まで

生前の夫からは、昭和24年2月1日からA社に勤務したと聞いていたが、厚生年金保険の記録では、被保険者資格取得日が昭和28年11月1日となっており、請求期間の加入記録が確認できない。

厚生年金保険の被保険者資格取得日を昭和24年2月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「昭和32年に結婚した当時、夫から、昭和24年2月1日からA社に勤務したと聞いていた。同社のために一生懸命働き、売上げを伸ばしたとも聞いているので、厚生年金保険に加入していないはずはない。」と主張し、A社の創業50周年を記念して作成された時計の裏面の写し等、複数の資料を提出しているものの、これらの資料からは、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することはできない。

また、A社は、厚生年金保険適用事業所名簿によると、訂正請求記録の対象者が当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同日の昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間は、適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、請求期間当時の事業主は死亡している上、請求者は、請求期間当時の状況を知る者として、現在の事業主(当時の事業主の孫)及びその母(当時の事業主の子)の名前を挙げているものの、現在の事業主は、当局の照会に対し、「請求期間当時の資料は無い。また、請求期間当時、私は生まれておらず、母も会社に携わっていなかった。当時の状況を知る者は、いずれも死亡している。」と回答しており、請求者の請求内容を確認することはできなかった。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名

簿」という。)により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 28 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が 8 人(訂正請求記録の対象者及び当時の事業主を含む。)確認できるところ、オンライン記録によると、当該 8 人のうち 6 人が死亡しており、他の二人は生存及び所在が不明であることから、請求者の請求内容を裏付ける陳述及び関連資料を得ることができない。

なお、上述の 8 人(訂正請求記録の対象者を含む。)は、当該事業所に係る被保険者名簿によると、被保険者資格を取得した際、新規に、連番で厚生年金保険の記号番号が付番されていることが確認できることから、これらの記号番号について、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、いずれも昭和 28 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得した記録となっており、当該事業所に係る被保険者名簿の記録と一致している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。